



# 鳥取県公報

平成 28 年 3 月 31 日 (木)  
号外第 37 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (35) (消防防災課) . . . 3 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (36) (人事企画課) . . . . . 7 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (37) (〃) . . . . . 9 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (38) (業務効率推進課) . . . . . 11
◇ 企業局管理規程	鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程 (1) (経営企画課) . . . . . 14
◇ 訓 令	職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (5) (人事企画課) . . . . . 17

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

災害等発生時における緊急情報を迅速かつ的確に住民に伝達するための市町村の取組を一層推進するため、交付金の算定方法を改める。

## 2 規則の概要

(1) 緊急情報を分かりやすく迅速かつ的確に住民へ伝達するために取り組む事業のうち知事が適当と決定したものをを行う市町村に対しては、その事業に係る対象経費の2分の1（上限100万円）を交付金の額に加算する。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成28年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

組織改正等に伴い、職員の職に新たな職を加えるため、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 職員の職について、主幹学芸員及び主任学芸員を加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

## ◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

病院局に勤務する看護師長の職位を課長級に見直すことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正 政治的行為が制限される職に看護師長を加える。

(2) 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正 任免に知事の同意を要する主要な職員に看護師長を加える。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

## ◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

事務処理方法の見直しに伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 個人情報取扱事務の登録等に係る事務処理権限は、所属の長に委任する。

(2) 子育て部分休暇の承認又は取消しに係る事務処理権限は、育児部分休業に係る事務処理権限と同じ扱いとする。

(3) 高齢者部分休業の承認又は取消しに係る事務処理権限は、知事が別に定める。

(4) 県の行政組織の見直しに伴う所要の規定の整備を行う。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第35号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する<u>次条第1項第1号に規定する事業及び別表に掲げる事業</u>（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。<u>以下「対象事業」という。</u>）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次に掲げる額を合算した額（以下「基準額」という。）以下とする。ただし、対象経費の額に2分の1を乗じて得た額が別表の交付金算出基礎額の欄に定める額を合算した額（<u>第1号に規定する事業を行う市町村にあっては、当該合算した額に同号に掲げる額を加えた額。以下同じ。</u>）を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、基準額に次項に定める調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) <u>緊急情報を住民に分かりやすく迅速かつ的確に伝達するための事業のうち第4条の2第2項の規定により対象事業と決定されたものに係る対象経費の額（その額が200万円を超えるときは、200万円）に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>別表の1の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額（前号に規定する対象経費の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額</u></p> <p>(3) <u>別表の2の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額（第1号に規定する対象経費の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額</u></p> <p>(4) <u>別表の3の項に掲げる対象事業に係る対象経</u></p>	<p>(交付金の対象)</p> <p>第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる<u>対象事業</u>（本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>(交付金の額)</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次に掲げる額を合算した額（以下「基準額」という。）以下とする。ただし、対象経費の額に2分の1を乗じて得た額が別表の交付金算出基礎額の欄に定める額を合算した額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、基準額に次項に定める調整交付額を加えた額以下とする。</p> <p>(1) 別表の1の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額</p> <p>(2) 別表の2の項に掲げる対象事業に係る対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額</p> <p>(3) 別表の3の項に掲げる対象事業に係る対象経</p>

費の額（第1号に規定する対象経費の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額

2 略

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 略

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の別表の3の項の交付金算出基礎額の欄に定める額の見込額を算出し、その年の5月末日までに、前項の報告を行った市町村長に通知するものとする。

(緊急情報伝達事業の決定)

第4条の2 第3条第1項第1号に規定する事業を行うおうとする市町村長は、その年度の6月末日までに、様式第1号の2による事業計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された事業計画書の内容を審査し、対象事業として適当な事業を決定し、その年度の7月末日までに、事業計画書を提出した市町村長に通知するものとする。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象事業	交付金算出基礎額
1 情報の住民への伝達体制の整備、避難所のバリアフリー化その他の豪雨災害に備えて取り組む事業	市にあつては75万円、 町村にあつては50万円
略	

備考

1 この表において「事業割額」とは、予算で定める本交付金の総額から2,700万円を減じた額をいう。

2～4 略

様式第1号（第4条関係） 略

様式第1号の2（第4条の2関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度緊急情報伝達事業計画書

費の額に2分の1を乗じて得た額又は同項の交付金算出基礎額の欄に定める額のいずれか低い額

2 略

(交付金算出基礎額の見込額)

第4条 略

2 知事は、前項の規定による報告を基に当該年度の各市町村の別表の3の項の交付金算出基礎額の欄に定める額の見込額を算出し、その年の5月末日までに、前条の報告を行った市町村長に通知するものとする。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象事業	交付金算出基礎額
1 情報の住民への伝達体制の整備、避難所のバリアフリー化その他の局地的豪雨災害に備えて取り組む事業	市にあつては75万円、 町村にあつては50万円
略	

備考

1 この表において「事業割額」とは、予算で定める本交付金の総額から2,100万円を減じた額をいう。

2～4 略

様式第1号（第4条関係） 略

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金により緊急情報伝達事業を実施したいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の2第1項の規定により、下記のとおりその計画を提出します。

記

事業の概要	
事業費	円

備考 事業の詳細及び事業費の内訳が分かる資料を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分	交付金算出基礎額等	
均等割	緊急情報伝達枠	円
	豪雨災害枠	円
略		

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
緊急情報を的確に伝達する事業		
豪雨災害に備えて取り組む事業		
略		

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付金算出基礎額等

区分	交付金算出基礎額等	
均等割	局地的豪雨災害枠	円
	略	
略		

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
局地的豪雨災害に備えて取り組む事業		
略		

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

<p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 職 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業名</th> <th style="width: 40%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急情報を的確に伝達する事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豪雨災害に備えて取り組む事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	事業名	事業内容	対象事業費	緊急情報を的確に伝達する事業			豪雨災害に備えて取り組む事業			略			<p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 職 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書</p> <p>年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第7条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象事業の内容及び事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業名</th> <th style="width: 40%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">対象事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局地的豪雨災害に備えて取り組む事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	事業名	事業内容	対象事業費	局地的豪雨災害に備えて取り組む事業			略		
事業名	事業内容	対象事業費																				
緊急情報を的確に伝達する事業																						
豪雨災害に備えて取り組む事業																						
略																						
事業名	事業内容	対象事業費																				
局地的豪雨災害に備えて取り組む事業																						
略																						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の規定は、平成28年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金から適用し、平成27年度の事業に対する鳥取県防災・危機管理対策交付金については、なお従前の例による。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第36号**

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、<u>主幹学芸員、主任学芸員</u>、サブチーム長、主任研究員、研究員、<u>学芸員、院長</u>、副院長、医長、副医長、医師、</p>	<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、文化振興監、スポーツ振興監、官房長、経済産業振興監、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、<u>院長</u>、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、<u>船長</u>、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、<u>機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員</u>、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、<u>学芸員</u>、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、<u>職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士</u>、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究</p>

歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第37号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則及び鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 (1) 略 (2) 病院局 ア～ス 略 <u>セ 看護師長</u>	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。 (1) 略 (2) 病院局 ア～ス 略

(鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則(平成7年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、滅菌材料室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。))、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。)、 <u>副室長</u> (医療安全対策室、医療安全・感染防止対策室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長に限る。)) <u>及び看護師長の職</u> を占める職員とする。	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長(病院局総務課長に限る。)、参事、院長、副院長、部長、センター長、副センター長、副局長、室長(医療安全対策室、感染防止対策室、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、新病院建設推進室、滅菌材料室、新生児集中治療室(厚生病院の新生児集中治療室を除く。))、がん相談支援室、内視鏡室、化学療法室、画像診断室及び放射線治療室の室長に限る。)) <u>及び副室長</u> (医療安全対策室、医療安全・感染防止対策室、女性職員支援室及びがん相談支援室の副室長に限る。))の職を占める職員とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。





	<p>5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第10号)第19条第1項に規定する部分休業又は職員の出産前休業等に関する条例第17条第1項第3号に規定する子育て部分休業の承認又は取消し</p> <p>(一) 部長等、総合事務所長及び日野振興センターの長に係るもの</p> <p>(二) 次長等又は地方機関の長(総合事務所長及び日野振興センターの長を除く。)に係るもの</p> <p>(三) 所属職員に係るもの</p>													
略														

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 企業局管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与)</p> <p>第7条 職員の給与の種類及び基準は、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年<u>鳥取県企業局管理規程第2号</u>）の定めるところによる。</p> <p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の職員については、次に定めるところにより、勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1) <u>1週間のうち2日間は、勤務時間を割り振らない日とする。</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する日を除く5日間は、次のいずれかの勤務時間を割り振るものとする。ただし、必要があるときは、この時間を変更することができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア 1直 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 2直 午後4時30分から翌日の午前9時まで</p> <p>(3) <u>1週間当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、38時間45分（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間）とする。</u></p> <p>(4) <u>勤務時間の途中に、知事が別に定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第7条 職員の給与の種類及び基準は、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月鳥取県条例第39号。<u>以下「企業職員給与条例」という。</u>）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年12月鳥取県企業管理規程第2号）の定めるところによる。</p> <p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の<u>交替勤務者の勤務時間</u>については、<u>週休日</u>に関することを除き、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>勤務時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときはこの時間を変更することができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">1直 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p style="margin-left: 2em;">2直 午後4時30分から翌日の午前9時まで</p> <p>(2) <u>勤務は、別に定める勤務割によることとし、</u></p> <p style="margin-left: 2em;">1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（<u>ただし、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、知事が別に定める時間</u>）とする。</p> <p>(3) <u>休憩時間は、勤務時間の途中において1時間、別に定めるところにより与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。</u></p>

<p>(育児部分休業) 第8条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける県職員の例により、<u>企業局企業職員の給与に関する規程第16条の2に規定する休業の承認を受けることができる。</u></p>	<p>(育児部分休業) 第8条の2 職員<u>の育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）</u>については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける県職員の例による。</p>
<p>(修学部分休業及び高齢者部分休業) 第8条の3 職員は、地方公務員法第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける県職員の例により、<u>修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。</u></p>	<p>(修学部分休業) 第8条の3 職員<u>の修学部分休業（当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</u>については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける県職員の例による。</p>
<p>(定年等) 第10条 略</p>	<p>(定年等) 第9条の2 略</p>
<p>(懲戒) 第11条 略</p>	<p>(懲戒) 第10条 略</p>
<p>(共済) 第15条 職員の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に定めるところによる。</p>	<p>(給与の減額等) 第11条 職員<u>の給与の減額等</u>については、<u>企業職員給与条例第17条及び労働基準法第91条の規定の定めるところによる。</u></p>
<p>(退職年金、退職一時金等) 第15条 退職年金及び退職一時金等については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に定めるところによる。</p>	<p>(退職年金、退職一時金等) 第15条 退職年金及び退職一時金等については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に定めるところによる。</p>

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正)
- 企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(<u>修学部分休業取得中の給与</u>) 第18条 職員が鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第6号）第8条の3に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の<u>給与については、地方公務員法第26条の2の規定の</u></p>

<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) <u>第18条</u> 略</p> <p>(給与の支給方法等) <u>第19条</u> 略</p>	<p><u>適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) <u>第19条</u> 略</p> <p>(給与の支給方法等) <u>第20条</u> 略</p>
--	--

# 訓 令

## 鳥取県訓令第5号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
元気 づくり り総 本部	とっ とり 元気 戦略 課	略 庶務（人 事、給与、 予算、決算 その他これ らに類する 事務をい う。以下同 じ。）を担 当する職員	元気づくり総本部広域連 携課、元気づくり総本部 広報課、元気づくり総本 部県民課、元気づくり総 本部元気づくり推進局 とっとり暮らし支援課、 元気づくり総本部元気づ くり推進局参画協働課、 <u>元気づくり総本部元気づ くり推進局女性活躍推進 課</u> 、元気づくり総本部東 部振興監東部振興課	元気 づくり り総 本部	とっ とり 元気 戦略 課	略 庶務（人 事、給与、 予算、決算 その他これ らに類する 事務をい う。以下同 じ。）を担 当する職員	元気づくり総本部広域連 携課、元気づくり総本部 広報課、元気づくり総本 部県民課、元気づくり総 本部元気づくり推進局 とっとり暮らし支援課、 元気づくり総本部元気づ くり推進局参画協働課、 <u>元気づくり総本部元気づ くり推進局男女共同参画 推進課</u> 、元気づくり総本 部東部振興監東部振興課
略				略			
略				略			
福祉 保健 部	福祉 保健 課	略 庶務を担当 する職員	福祉保健部福祉監査指導 課、福祉保健部障がい福祉 課、福祉保健部長寿社会 課、福祉保健部子育て 王国推進局子育て応援 課、福祉保健部子育て王 国推進局青少年・家庭 課、福祉保健部子育て王 国推進局子ども発達支援 課、福祉保健部健康医療 局健康政策課、福祉保健 部健康医療局医療政策 課、福祉保健部健康医療 局医療指導課	福祉 保健 部	福祉 保健 課	略 庶務を担当 する職員	福祉保健部障がい福祉 課、福祉保健部長寿社会 課、福祉保健部子育て王 国推進局子育て応援課、 福祉保健部子育て王国推 進局青少年・家庭課、福 祉保健部子育て王国推 進局子ども発達支援課、福 祉保健部健康医療局健康 政策課、福祉保健部健康 医療局医療政策課、福祉 保健部健康医療局医療指 導課

略			
生活環境部	環境推進課	略	
		庶務を担当する職員	生活環境部水・大気環境課、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、 <u>観光交流局兼生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</u>
略			
衛生環境研究所	環境研究	略	
		大気・地球環境室長	危機管理局原子力安全対策課
略			
会計管理者	庶務集中局	略	
		集中化業務又は物品の契約を担当する職員	元気づくり総本部とっとり元気戦略課、元気づくり総本部広域連携課、元気づくり総本部広報課、元気づくり総本部県民課、元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課、元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課、 <u>元気づくり総本部元気づくり推進局女性活躍推進課</u> 、元気づくり総本部東部振興監東部振興課、危機管理局危機管理政策課、危機管理局危機対策・情報課、

略			
生活環境部	環境推進課	略	
		庶務を担当する職員	生活環境部水・大気環境課、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
略			
衛生環境研究所	環境研究	略	
		大気・地球環境室長	危機管理局原子力安全対策課
	緑豊かな自然課	山陰海岸世界ジオパーク推進室の職員（室長を除く。）	観光交流局観光戦略課
略			
会計管理者	庶務集中局	略	
		集中化業務又は物品の契約を担当する職員	元気づくり総本部とっとり元気戦略課、元気づくり総本部広域連携課、元気づくり総本部広報課、元気づくり総本部県民課、元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課、元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課、 <u>元気づくり総本部元気づくり推進局男女共同参画推進課</u> 、元気づくり総本部東部振興監東部振興課、危機管理局危機管理政策課、危機管理局危機対策・情報

			<p>危機管理局原子力安全対策課、危機管理局消防防災課、総務部総務課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、総務部情報政策課、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、地域振興部地域振興課、地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部文化政策課、地域振興部スポーツ課、観光交流局観光戦略課、観光交流局交流推進課、観光交流局まんが王国官房、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部福祉監査指導課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂</p>			<p>課、危機管理局原子力安全対策課、危機管理局消防防災課、総務部総務課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、総務部情報政策課、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、地域振興部地域振興課、地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部文化政策課、地域振興部スポーツ課、観光交流局観光戦略課、観光交流局交流推進課、観光交流局まんが王国官房、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部く</p>
--	--	--	--	--	--	--

		<p>丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、商工労働部商工政策課、商工労働部立地戦略課、商工労働部産業振興課、商工労働部企業支援課、商工労働部通商物流課、商工労働部雇用人材局労働政策課、商工労働部雇用人材局就業支援課、農林水産部農林水産総務課、農林水産部経営支援課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部農業振興戦略監とつとり農業戦略課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課、農林水産部農業振興戦略監畜産課、農林水産部試験場統括本部、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、会計管理者会計局、労働委員会事務局</p>				<p>らしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、商工労働部商工政策課、商工労働部立地戦略課、商工労働部産業振興課、商工労働部企業支援課、商工労働部通商物流課、商工労働部雇用人材局労働政策課、商工労働部雇用人材局就業支援課、農林水産部農林水産総務課、農林水産部経営支援課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部農業振興戦略監とつとり農業戦略課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課、農林水産部農業振興戦略監畜産課、農林水産部試験場統括本部、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、会計管理者会計局、労働委員会事務局</p>
略					略	
西部	略			西部	略	

総合 事務 所	日野	略	
	振興 セン ター 日野 振興 局	地域振興課 の管理業務 を担当する 職員	西部県税事務所
	日野 振興 セン ター 日野 県土 整備 局	副局長及び 建設総務課 の職員（計 画調査室の 職員を除 く。）	西部総合事務所日野振興 センター日野振興局
略			
東部 農林 事務 所	略		
	八頭事務所 長、八頭事 務所農林業 振興課長及 び八頭事務 所農林業振 興課農業振 興室長	元気づくり総本部	
	略		
略			
総合 事務 所	日野	略	
	振興 セン ター 日野 振興 局	地域振興課 の企画調整 の事務を担 当する職員	西部県税事務所
	日野 振興 セン ター 日野 県土 整備 局	副局長及び 建設総務課 の職員	西部総合事務所日野振興 センター日野振興局
略			
東部 農林 事務 所	略		
	八頭事務所 長、八頭事 務所農林業 振興課長、 八頭事務所 農林業振興 課農業振興 室長及び八 頭事務所八 頭農業改良 普及所長	元気づくり総本部	
	略		
略			

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。